

（名称）

第1条 本プロジェクトは、「弁当の日」応援プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）という。

（目的）

第2条 本プロジェクトは、食を通じて子どもたちの生きる力を育む「弁当の日」を紹介しながら、食育の重要性を認識してもらい、また「食」を通じて、家族の絆や子育てのあり方などについても理解を深め、子どもたちの健全な育成と“子どもを取りまく環境の健全化を目指すことを目的とする。

（構成と役員）

第3条 1.プロジェクトは”弁当の日”の趣旨に賛同し、別途定める協賛金を支払った団体、企業（以下「協賛社」という。）により構成する。2.事務局を株式会社共同通信社内に置き、以下の役職を置く。

①事務局総長②事務局長②会計委員

（役員の職務）

第4条 事務局総長は、「弁当の日」応援プロジェクトの全てと、プロジェクト事務局の全てを統括する。2. 事務局長は、事務局総長を補佐する。3. 会計委員は、会計に関わる事務を行う。4. 事務局は、プロジェクトに係わる庶務、運営、広報などを行う。

（プロジェクト事務局の業務）

第5条 プロジェクト事務局の主な業務は、次の通りとする。

- ①プロジェクトの会議に出席する。
- ②プロジェクトの目的を達成するために必要な諸機関の連携を強める活動
- ③プロジェクトの主旨を広く広報する活動
（ロゴマークの制定並びに運用、料理教室、講演会、シンポジウム、上映会などの開催、講演会希望団体への費用助成、広報ツールの製作など）
- ④上記に付帯するプロジェクトを進めるために必要な活動

（協賛について）

第6条 1.プロジェクトへの協賛は、規定の参加申込書を事務局に提出し、別途定める協賛金を支払うものとする。協賛の期間は申し込み日より1年とする。ただし、期間満了の3カ月前までに退会の意思表示がない限り自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（会議）

第7条 事務局は原則として年1回全体会議を開催する。また、必要に応じ随時会議を開催する。その際事務局の判断によりオブザーバーを招致することができる。

（経費）

第8条 プロジェクトの運営に必要な経費は、協力企業からの協賛金を充当する。

（事業年度）

第9条 プロジェクトの事業年度は、毎年4月1日～3月末日とする。

（事業報告及び決算）

第10条 事務局は、毎事業年度終了後2カ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し報告する。

（ロゴマーク）

第11条 協賛社は、事務局にて作成したロゴマークを、別途定めるロゴマーク使用規定及び使用マニュアルに基づき自社の媒体などで利用できるものとする。

（その他）

第12条 この規約に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関して必要な事項は、事務局で協議のうえ定める。

（附則）

この規約は、2020年10月1日から施行する。

「弁当の日」応援プロジェクト ロゴマーク使用規定

2020年10月1日 改訂

（目的）

第1条 この規程は、“弁当の日”の啓発・認知度向上のために“弁当の日”及び「弁当の日」応援プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に関するロゴマークを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 ロゴマークとは、「弁当の日」応援プロジェクト ロゴマーク使用規定（以下「使用規定」という。）に示すものであり、プロジェクト事務局（以下「事務局」という。）が制作した図案及び文字列（以下ロゴ1-6）をいう。

① 「弁当の日」応援プロジェクトロゴ



ロゴ1



ロゴ2

② “弁当の日” ロゴ



ロゴ3



ロゴ4



ロゴ5



ロゴ6

（ロゴマークの使用に関する権利）

第3条 1.ロゴマークの使用に関する一切の権利は事務局に帰属する。2.ロゴマークの使用について、使用期限は設けない。

（使用目的）

第4条 ロゴマークは、“弁当の日”の認知度を向上させる目的で使用するものとする。

（使用適ユーザー）

第5条 1. プロジェクトに協賛している企業及び団体（以下「協賛社」という。）は使用規定に基づき、ロゴマークを自由に使用できるものとする。2. 協賛社ではない学校やPTA、自治体、個人及び団体が講演会開催等の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、事前に事務局に申請の上使用することができる。3. 報道機関等がロゴマーク等を使用する場合は、事務局に直接問い合わせるものとする。4. 事務局は管理者の権限において、広報活動等に必要範囲で、ロゴマークを使用することができる。

（使用上の留意事項）

第6条 ロゴマークの使用に当たり、次の各号に掲げることを遵守するものとする。1.本規程及び附則の使用マニュアルを遵守すること2.ロゴマークの使用の権利を譲渡し、転貸し又は継承しないこと。3.第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。4.ロゴマークの使用によって発生した知的財産権及び事務局が提供したロゴマークデザインに係る素材又は製作物を第三者に譲渡し、又は転貸ししないこと。5.ロゴマーク使用は、プロジェクトの趣旨にそったものに限り使用すること。6. 協賛社が自社の提供する商品やサービス及びパッケージにロゴマークを直接使用する場合においては、事前に事務局に申請をするものとする。その際、ロゴと併用して “●●（社名）は”弁当の日”を応援しています”などの文章を記載し、“弁当の日”及びプロジェクトが当該商品などを推奨・承認または保証しているなどの誤解を与えないように注意すること。

共同通信社は  を応援しています



共同通信は「弁当の日」を応援しています

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(禁止事項)

第8条 以下の場合には、ロゴを使用することはできないものとする。

- ①提供する商品やサービスの名前として使用する場合
- ②提供する商品やサービスの品質を担保・保証するものとして、使用する場合
- ③特定の政治、思想、宗教、募金等の活動目的で利用されるおそれがある場合
- ④” 弁当の日 ” の啓発を推進する本活動の正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- ⑤法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- ⑥不当な利益を上げるために利用されるおそれがある場合
- ⑦特定の個人または団体の売名に利用されるおそれがある場合
- ⑧ロゴの変更（縦横比の変更、フォントの変更を含む）
- ⑨その他「弁当の日」応援プロジェクト事務局が不適切と認める行為

(使用停止)

第9条 使用停止利用条件に反してロゴを使用された場合や禁止行為をした場合、その他事務局の判断で必要と考える場合には、ロゴの使用停止を通知する場合がある。この場合、直ちにロゴを削除し、使用を停止すること。

(権利侵害)

第10条 本使用規定に反してロゴを使用する行為や、ロゴの使用の停止を申し入れたにもかかわらず、ロゴを使用し続ける行為は、事務局の著作権又は商標権を侵害する可能性がある。

(責任の範囲)

第11条 ロゴを使用した結果について、事務局はその原因の如何を問わず責任を負わない。

(使用条件等の変更)

第12条 事務局は、予告なしに” 弁当の日 ” の使用に関する事項を変更する場合がある。

以上